

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

}

殿

厚生労働省保険局医療課長
（公 印 省 略）
厚生労働省保険局歯科医療管理官
（公 印 省 略）

医療法等の一部を改正する法律の一部の施行等について（健康保険法関係）

医療法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 87 号。以下「改正法」という。）が令和 7 年 12 月 12 日に公布され、その一部が本年 4 月 1 日から施行されることに伴い、保険医療機関及び保険医療養担当規則及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則の一部を改正する省令（令和 8 年厚生労働省令第 8 号。以下「改正省令」という。）、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準及び療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部を改正する告示（令和 8 年厚生労働省告示第 15 号。以下「改正告示」という。）及び医療法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和 8 年厚生労働省令第 28 号。以下「整備省令」という。）が、本日公布及び告示され、本年 4 月 1 日から施行及び適用される場所である。

その実施に伴う留意事項は次のとおりであるので、その取扱いに遺漏のないよう、関係者に対し周知徹底を図られたい。

また、別添「保険医療機関の管理者に関する疑義解釈及び事例集」も併せて参照されたい。

なお、この通知の適用日前においても、地方社会保険医療協議会への諮問等の必要な手続を行うことができるものとする。

記

第1 保険医療機関の管理者に関する事項（改正法による改正後の健康保険法第70条の2、改正法附則第7条及び第8条、改正省令第1条、改正告示第1条並びに整備省令第5条関係）

1. 改正の背景と概要について

- ・ 「医師偏在対策に関するとりまとめ」（令和6年12月18日新たな地域医療構想等に関する検討会）において、2040年頃に向け、複数疾患や医療・介護の複合ニーズを抱える高齢者の増加に対応していく上で重要性が増す保険医療機関に適切な管理能力を有する医師を確保することが必要とされた。
- ・ これを受け、改正法にて健康保険法（大正11年法律第70号。以下「法」という。）を改正し、法第70条の2として、保険医療機関の管理者に一定の要件を課す旨新たに規定するとともに、当該管理者は、当該保険医療機関に勤務する者の監督並びに当該保険医療機関の管理及び運営について、必要な注意をすること等の責務を負うこととされたこと。
- ・ また、保険医療機関の管理者は、医療法（昭和23年法律第205号）に規定する医療機関の管理者と同一の者でなければならないこと。

2. 保険医療機関の管理者の要件に関する内容と具体的な取扱いについて

（1） 改正法及び改正省令で措置した「要件」の内容について

保険医療機関の管理者の要件については、改正法第7条の規定による改正後の法第70条の2第1項並びに改正省令及び改正告示による関係法令の改正により、次の2つを満たすこととされたこと。

- ・ 保険医であること。（改正後の法第70条の2第1項第1号関係）
- ・ 医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項の規定による臨床研修又は歯科医師法（昭和23年法律第202号）第16条の2第1項の規定による臨床研修を修了した者（臨床研修の必修化前に医師又は歯科医師となった者を含む。）であって、次のいずれかの経験を備えるものであること。（改正後の法第70条の2第1項第2号関係）
 - ① 保険医療機関（医師の場合は、病院に限る。）において、保険医として3年以上診療に従事した経験のある者であること。（改正後の保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32年厚生省令第15号。以下「療担規則」という。）第11条の4第1号関係）
 - ② 法第63条第3項第2号又は第3号に掲げる病院又は診療所（医師の場合は、病院に限る。）において3年以上診療に従事した経験のある者であること。（改正後の療担規則第11条の4第2号関係）
 - ③ 医療法第30条の23第2項第1号に規定する計画の適用を受け、現に当該計画に基づき診療に従事している者又は当該計画の適用後3年以内の者であること。（改正後の療担規則第11条の4第3号関係）
 - ④ 一般社団法人日本専門医機構が認定する基本領域の専門医の資格を持つ者その他これに準ずる者であること。（改正後の療担規則第11条の4第

4号関係)

- ⑤ 矯正医官、医師又は歯科医師である自衛官その他の公務員として5年以上勤務した経験のある者であること。(改正後の療担規則第11条の4第5号関係)
- ⑥ ①、②又は⑤の要件のうちいずれかの要件に係る期間の合計が5年を超える者であること。(改正後の療担規則第11条の4第6号関係)
- ⑦ 緊急に保険医療機関の管理者の地位を承継する者その他やむを得ない事由がある者であること。(改正後の療担規則第11条の4第7号関係)

(2) (1)の各要件の具体的な取扱いについて

(1)に掲げる各要件の具体的な取扱いについては、次のとおりであること。

- ① (1)③の「医療法第30条の23第2項第1号に規定する計画の適用を受け」る者とは、地域枠で入学・卒業した医師、自治医科大学を卒業した医師等のキャリア形成プログラムの適用を受ける者であること。
- ② (1)④の「その他これに準ずる者」とは、一般社団法人日本専門医機構が提供する専門研修を修了後3年以内の者又は産業医科大学の専門産業医コースⅠ若しくは専門産業医コースⅡを修了した者であること。
- ③ (1)⑤の「矯正医官、医師又は歯科医師である自衛官その他の公務員」とは、医師、歯科医師としての専門知識を活用して正規職員として勤務する公務員であること。
- ④ (1)⑥の要件は、(1)①若しくは(1)②の3年の診療従事要件又は(1)⑤の5年の勤務経験を個々には満たさないものの、転職等により複数の要件に係る経験を有している場合に、その経験年数の合計が5年を超える場合に認められること。
- ⑤ (1)⑦の「その他やむを得ない事由」とは、保険医療機関の管理者が急逝するなどした際に、管理者のなり手がおらず、地域医療の維持のためには要件を満たさない保険医が管理者となるほかない場合に認められるものであり、個別に各地方厚生(支)局において判断すること。このため、例えば、地域医療の維持のために、(1)に掲げる要件のいずれも満たさない保険医が拠点病院等から派遣され、保険医療機関の管理者となるほかない場合は認められるが、外来医師過多区域(医療法第30条の18の6第1項の規定による指定を受けた地域をいう。以下同じ。)に所在する保険医療機関において、要件を満たさない保険医が当該保険医療機関の管理者となることは認められないものであること。

(3) 要件のうち、勤務要件を求めるものについての具体的な取扱いについて

(1)①及び(1)②の3年の診療従事経験、(1)⑤の5年の勤務経験並びに(1)⑥の5年を超える勤務経験については、一定の経験を担保するため、週4日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週31時

間以上（以下「勤務要件」という。）であることを基本とし、1か月単位で満たしている必要があること。

また、保険医療機関の管理者に係る届出を行う際には、勤務歴については、全ての経歴を網羅的に記載する必要はなく、要件を満たしている旨がわかる経歴のみを記載すれば足りること。

なお、週のうちに年次有給休暇の取得や国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日等がある場合は、必ずしも上記の勤務要件の限りではなく、休職又は退職をしていない場合には雇用契約等の内容を勘案して、勤務要件から年次有給休暇や休日等を差し引いた上で、満たすか否かを判断して差し支えないこと。

（４） （３）に掲げる勤務要件に関する留意事項について

（３）に掲げる勤務要件については、次の場合について、それぞれに掲げるとおりに取り扱うこととする。

- ① 所属する医局や法人の人事の都合により、1週間に複数の保険医療機関で勤務する必要がある者の勤務要件については、1つの保険医療機関において週2日以上常態として勤務、かつ、勤務する複数の保険医療機関における診療に従事する時間の合計が週31時間以上とすること。
- ② 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第23条第1項若しくは第3項又は第24条の規定による措置が講じられ、所定労働時間が短縮された者の勤務要件については、週4日以上常態としての勤務を求めず、所定労働時間が週30時間以上であることのみとすること。
- ③ 大学や大学院等に在籍しており、学業や研究等が本業である上で、診療に従事している者については、週2日以上常態として勤務、かつ、診療に従事する時間が週16時間以上である場合は、当該期間の1/2を経験年数に算入できることとする。

3. 保険医療機関の管理者に係る届出や手続における変更点について

- ・ これまでも、保険医療機関の新規指定又は管理者の変更の際には、保険医療機関の管理者の氏名等を届け出ることとされており、この点は今回の法改正後も変更はない。
- ・ 施行日（令和8年4月1日）以降に保険医療機関の新規指定又は管理者の変更の届出を行う際には、保険医療機関の管理者に係る届出に当たっては、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令（昭和32年厚生省令第13号。以下「登録省令」という。）様式第1号又は第1号の3により、管理者となる者が保険医療機関の管理者の要件を満たしている旨を申告した上で、要件を満たすことを証する書類（様式については、厚生労働省が指定するものを用いること。）を添付して、地方厚生（支）局に提出すること。地方厚生（支）局においては、その内容について確認を行うこと。

- ・ 特に２（１）③又は④の要件を満たしていることを届け出る際は、様式の備考欄に、③については適用中又は適用されていたキャリア形成プログラム名及びその適用期間を、④については有する専門医資格名及びその取得年月日、修了した専門研修プログラム名及び修了年月日又は産業医科大学の修了コース名及び修了年月日を記載すること。また、２（１）⑦の要件を満たしていることを届け出る際は、その事由について様式の備考欄に詳細に記載すること。

４．保険医療機関の管理者の要件に関する経過措置の内容について

（１） 改正法附則に規定する経過措置により、次に掲げる要件を満たす者は保険医療機関の管理者となることが可能であること。

① 施行日において、現に保険医療機関の管理者である者は、施行日から３年間は２（１）に掲げる要件を満たさない場合でも、引き続き保険医療機関の管理者であり続けることが可能であること。ただし、この経過措置は施行日から同一機関の管理者である間に限って適用すること。

② 施行日において、臨床研修を修了している医師若しくは歯科医師である者、又は臨床研修必修化前に医師若しくは歯科医師となった者（以下この②において単に「施行日に現に医師又は歯科医師である者」という。）については、

- ・ 保険医であること
- ・ 保険医療機関である病院又は診療所において、臨床研修期間がある者については当該期間を含めて３年以上保険医として診療やその他管理及び運営に関する業務を行った経験を有すること

の２つを満たすことにより、保険医療機関の管理者となることが可能であること。この「診療やその他管理及び運営に関する業務を行った経験」とは、あくまで診療を基本としているものの、保険医療機関の管理及び運営等の幅広い業務を行っている期間を指すものであること。

（２） また、（１）①の経過措置の適用を受ける保険医療機関の管理者である者についても、

- ・ 当該経過措置が適用され得る３年の間に他の保険医療機関の管理者となる場合、又は、
- ・ （１）①の経過措置の適用が終わる令和１１年４月１日以降に同一機関の管理者若しくは他の保険医療機関の管理者となる場合には、（１）②の経過措置の適用を受け、保険医療機関の管理者となることが可能であること。

第２ 保険医療機関の期限付指定に関する事項（改正法による改正後の健康保険法第６８条の２及び第６９条並びに整備省令第５条関係）

１．改正の背景と概要について

外来医師過多区域にて新たに診療所（医業を行う場所であって、患者を入院させるための施設を有しないものに限る。以下同じ。）を開業し、保険医療機関の指定を受けようとする者について、医療法における地域で不足する医療や医師不足地域での医療の提供の要請・勧告を受けている場合は、次のとおり保険医療機関の指定に期限を付すことを可能とすること。

指定期間	類型
3 年	・ 要請を受けて、期限までに応じなかった診療所 ・ 勧告を受けた診療所 ・ 保険医療機関の再指定時に、勧告に従わない状態が続いた場合（2 度目の指定）
2 年	・ 保険医療機関の再々指定時以降に、勧告に従わない状態が続いた場合（3 度目の指定以降）

2. 保険医療機関の期限付指定に係る届出・手続について

（1） 新規指定の場合の流れ

- ① 改正法による改正後の医療法第 30 条の 18 の 6 第 6 項の規定による要請を受け、期限までに応じなかった同条第 4 項に規定する届出者等に係る診療所については、保険医療機関の指定希望日の 2 ヶ月前までに、当該診療所が所在する各都道府県衛生主管部局から各地方厚生（支）局の都道府県事務所宛てに通知がなされること。
- ② 当該診療所の開設者は、保険医療機関の指定申請を登録省令様式第 1 号又は第 1 号の 3 により行い、改正法による改正後の医療法第 30 条の 18 の 6 の規定による要請を受け、期限までに応じなかった場合は、要請の有無及び要請に応じたか否かを地方厚生（支）局に申告すること。
- ③ 各地方厚生（支）局においては、①の都道府県からの通知及び②の申告を基に、当該診療所の指定期間を 3 年と判断し、保険医療機関としての指定を行うこと。

（2） 2 度目の指定の場合の流れ

- ① 3 年間の期限付きの保険医療機関の指定を受けた後、改正法による改正後の医療法第 30 条の 18 の 6 第 9 項の規定による勧告を受けた開設者又は管理者に係る診療所については、保険医療機関の指定更新日の 2 ヶ月前までに、当該診療所が所在する各都道府県衛生主管部局から各地方厚生（支）局の都道府県事務所宛てに通知がなされること。
- ② 当該診療所の開設者は、保険医療機関の指定申請を登録省令様式第 1 号又は第 1 号の 3 により行い、改正法による改正後の医療法第 30 条の 18 の 9 の規定による勧告に従っていない場合は、勧告の有無及び勧告に従ったか否かを地方厚生（支）局に申告すること。

- ③ 各地方厚生（支）局においては、①の都道府県からの通知及び②の申告を基に、当該診療所の指定期間を３年と判断し、保険医療機関としての指定を行うこと。

（３） ３度目以降の指定の場合の流れ

- ① （２）③により２度目の３年間の期限付きの保険医療機関の指定を受けた後又はこの③により２年間の期限付きの保険医療機関の指定を受けた後においてもなお、改正法による改正後の医療法第３０条の１８の６第９項の規定による勧告に従わない開設者又は管理者に係る診療所については、保険医療機関の指定更新日の２ヶ月前までに、診療所が所在する各都道府県衛生主管部局から各地方厚生（支）局の都道府県事務所宛てに通知がなされること。
- ② 当該診療所の開設者は、保険医療機関の指定申請を登録省令様式第１号又は第１号の３により行い、勧告の有無及び勧告に従ったか否かを地方厚生（支）局に申告すること。
- ③ 各地方厚生（支）局においては、①の都道府県からの通知及び②の申告を基に、当該診療所の指定期間を２年と判断し、保険医療機関としての指定を行うこと。

（４） その他

- ① 改正法による改正後の医療法第３０条の１８の６第３項の規定により、外来医師過多区域に新たに診療所を開設しようとする者は、開設日の６か月前までに都道府県に対して必要な事項を届け出ることとされたところであるが、これに伴い、令和８年１０月１日以降に開設される診療所の開設者が行う保険医療機関の指定の申請においては、保健所等が当該開設者に対して発行する許可書又は届書の写しに、当該診療所における同項の届出（以下「開設事前届出」という。）の有無並びに同条第４項の協議の場合における協議及び同条第６項の規定による要請（①において単に「協議の場合及び要請」という。）に係る状況が記載されることとなること。

このため、各地方厚生（支）局は、保険医療機関の指定申請において、申請者から申請書に添付される許可書又は届書の写しに記載された開設事前届出の有無並びに協議の場合及び要請に係る状況の記載を確認し、開設事前届出がされていない旨又は協議の場合及び要請に係る対応中である旨が記載されていた場合は、（１）②で申請者に申告を求めている保険医療機関として指定する有効期間を判断するために必要な情報が不足していることとなるため、申請者に対して、都道府県へ当該事前届出を行い又は要請に係る対応を終えた上で、保険医療機関の指定申請を行うように案内すること。

- ② 改正法による改正後の医療法第３０条の１８の６第６項の規定による要請又は同条第９項の規定による勧告を受けた開設者又は管理者が、その後、当該要請又は当該勧告に従ったことをその診療所が所在する都道府県が確認を行

い、当該都道府県衛生主管部局から各地方厚生（支）局の都道府県事務所宛てにその旨の通知がなされた場合には、次回の保険医療機関の指定期間を6年とすること。

- ③ 開業者の保険医のみが診療する診療所又はこれに準ずる診療所の保険医療機関の指定については、6年の指定期間の経過後、別段の申出がないときは、更新の手続をせずとも、6年の指定が更新されるところ、期限付指定を受けた診療所については、この指定の更新は行わないため、当該診療所の開設者は改めて指定の申請を行わなければならないこと。
- ④ 開設者の保険医のみが診療する診療所については、当該医師が保険医登録をした場合、当該診療所を保険医療機関とみなすこととしているところ（以下「みなし指定」という。）、改正法による改正後の医療法第30条の18の6第6項の規定による要請を受け、これに応じなかった者については、みなし指定を行わないこと。

第3 オンライン診療受診施設に係る保険診療上の取扱いに関する事項（改正省令第2条、改正告示第1条及び第2条並びに整備省令第5条関係）

1. 本改正の概要について

- ・ 改正法による改正後の医療法において、新たにオンライン診療受診施設に係る規定が設けられたことに伴い、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和32年厚生省令第16号）第2条の3等に規定する保険薬局が行ってはならない行為として、

- ① オンライン診療受診施設と一体的な構造とし、又は一体的な経営を行うこと
- ② オンライン診療受診施設に対して、当該保険薬局で調剤を受けるべき旨の指示等を行うことの対償として、金品その他の財産上の利益を供与することを追加すること。ただし、医療法第30条の4第1項に規定する医療計画におけるへき地（無医地区及び準無医地区をいう。）に所在する保険薬局に設置されているオンライン診療受診施設については、①は適用しないこと。

また、保険薬局とオンライン診療受診施設の「一体的な構造」、「一体的な経営」及び「金品その他の財産上の利益」の考え方については、「保険医療機関及び保険医療養担当規則の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」（平成8年3月8日保険発第22号）で示す保険医療機関と保険薬局の「一体的な構造」、「一体的な経営」及び「金品その他の財産上の利益」の考え方を準用すること。

2. へき地に所在する保険薬局がオンライン診療受診施設を設置する場合の手続について

- ・ 1のただし書に基づき、へき地に所在する保険薬局が、一体的な構造をなし、又は一体的な経営を行うオンライン診療受診施設を設置した場合は、登録省令第3条第1項第6号に定める書類（様式については、厚生労働省が指

定するものを用いること。)を地方厚生(支)局に届け出ること。

- 地方厚生(支)局は、上記の届出がなされたときは、当該オンライン診療受診施設が、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等(平成18年厚生労働省告示第107号)第12の2に定める要件に該当することを確認すること。